平成２２年（フ）第１０３号
奈良県生駒市辻町355番地１　クレール305
債務者　田代　昇平
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１９号
奈良県大和郡山市筒井町673番地１　筒井荘16号室
債務者　角田　年一
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４号
奈良県天理市柳本町1015番地14
債務者　阿南　武弘
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
愛知県稲沢市小池２丁目25番23―103号
債務者　観音寺りか
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５４０号
長崎県長崎市豊洋台１丁目29番14号
債務者　大串由美子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６３１号
長崎県長崎市中新町13番17号　イーストヒルズ302
債務者　中島　千鶴
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
長崎県長崎市香焼町1228番地１
債務者　小宮　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８号
長崎県長崎市愛宕４丁目13番15号
債務者　中村諏訪徳
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
長崎県長崎市石神町21番１号　五輪アパート102号、旧住所長崎県長崎市城栄町32番９号
債務者　濵田　由子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
長崎県長崎市琴海戸根町1055番地１　ガーデンプレイス101号
債務者　立石まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
長崎県長崎市花園町30番９号
債務者　片岡　雅吉
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷470番地
債務者　貞方　美紀
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
長崎県長崎市立山５丁目７番８号
債務者　堀　真一朗
1　決定年月日時　平成22年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３１８号
札幌市中央区南４条東２丁目５番地　佐々木瑤子方、申立時の住所札幌市豊平区平岸４条18丁目１番50―116号
債務者　中野　　淳
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０２号
札幌市西区西野２条６丁目４番27―101号
債務者　飯料　真矢
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６９号
札幌市豊平区平岸２条15丁目５番20―902号
債務者　小蕎　淳子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９７号
札幌市豊平区中の島１条12丁目３番７号　第10大慶ビル102号
債務者　長内　清佳
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０２号
札幌市中央区南５条西21丁目１番20号　シンエイマンション５号
債務者　江藤　智一
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部